

16. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」利用規程

(1) 「災害共済給付制度」は、学校の管理下で、生徒の災害（負傷・疾病・障害または死亡）が発生した時に災害共済給付を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

(2) 給付及び災害の範囲

負傷の原因である事故が学校の管理下において発生したもので、センターが認めたものであること。（通常の経路および方法により、通学する時も含む）

医療費については通常、医療保険並の療養に要する費用の4割が給付される。

(3) 掛 金

毎年4月に、生徒1人あたり保護者負担額1,745円を納入する。

(4) 利用規程

- ① 入学時、加入同意書を提出する。
- ② センターの災害共済給付を受けようとする者は、担任または養護教諭に本人が申し出る。

- ③ 学校の保健室で「医療等の状況」の用紙を受け取り，受診した医療機関へ持参し，医療点数の証明を受け，用紙を学校へ提出する。
- ④ 医療費の給付は，給付金支払通知を保護者宛に配布し，給付金は保護者指定の口座に振り込む。
- ⑤ 全医療費が5,000円（窓口支払い1,500円）に満たない場合は，センターの利用の対象とならない。